

【これまでの取組】

- 令和2年10月より産前・産後母子支援事業を委託して実施
- 経済的な理由により、入院助産を受けることができない妊産婦について、入院・出産に要する一部費用を措置する支援
- 区保健福祉センターにおいて、保健師が健康に関する相談、必要な助言や保健指導を行うなど相談支援の充実
- 養育支援訪問事業（専門的家庭訪問事業）により、保健師や助産師が養育支援を継続
- 各区が「こども家庭センター」として相談支援の充実を図り、職員の専門性の向上のため、個別支援に関する研修を実施、相談機関として機能強化

【計画期間における整備・取組方針】

- 妊産婦等生活援助事業については、これまでの産前・産後母子支援事業の取組に心理的ケア及び法律相談支援等を加え、令和7年度から民間事業者へ委託して実施する予定。
- 助産施設は、特定妊婦等に制度が認知されるよう、引き続き制度周知に取り組む。
- こども家庭センターにおいて、相談支援の充実を図るとともに、養育支援訪問事業を引き続き実施する。
- 母子保健従事者を対象に研修を実施する。

■ 計画期間における整備すべき資源の見込量等

	現在の整備・取組状況	整備すべき見込量等
妊産婦等生活援助事業所	産前・産後母子支援事業を実施（1 か所） 【令和7年度から妊産婦等生活援助事業】	令和7年度から実施する妊産婦等生活援助事業の状況を踏まえて必要数を検討
助産施設	9 か所	9 か所
母子保健従事者研修の実施回数	基礎2回、応用2年に1回	基礎2回、応用2年に1回